

令和4年度 事業計画

（ 自 令和4年4月 1日
至 令和5年3月31日 ）

I 運営の基本方針

新型コロナウイルス感染症は、変異株「オミクロン株」の急拡大などにより、令和3年度も引き続き我が国経済や労働市場に深刻な影響を与えており、令和4年度においてもその影響が懸念される。加えて、国際情勢の不安定化による経済の先行きに対する不透明感も高まっている。また、長期的には、新たな働き方の広がりやデジタル化の加速、少子高齢化や職業人生の長期化等、労働力の需給両面にわたる構造変化が続いている。このような中で持続可能な活力ある経済社会を構築するには、若年者、女性、高齢者、障害者、職業能力形成機会に恵まれない非正規労働者を含め、一人ひとりの能力を高め、生産性を向上させることが不可欠である。

こうした認識のもと、中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）の令和4年度の事業については、次のとおり取り組むこととする。

中央協会の基幹事業である技能検定については、変化する技術動向に対応した良質な試験問題等を作成するとともに各種施策を実施し、受検者の拡大に努める。

中央協会の自主事業として実施しているコンピュータサービス技能評価試験（以下「CS試験」という。）については、引き続き即戦力となる人材の育成・評価を可能とする試験問題の作成により、試験実施施設を確保し、受験申請者数の増加を図る。

また、ビジネス・キャリア検定試験（以下「ビジキャリア」という。）については、都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）との連携強化と効果的・効率的なプロモーション等により、引き続き受験申請者数の増加を図る。

加えて、当協会が開発した二つのキャリア形成支援ツールの普及促進等により職業生活を通じたキャリア形成の支援に貢献する。

この他、当協会のノウハウを最大限活かし、各種受託事業を効率的に実施することにより、ものづくり日本を支える技能の振興等に貢献する。

事業の実施に当たっては、事業ごとに具体的な数値目標を掲げて目標管理の徹底を図ること等により、効率的、かつ効果的な事業運営を展開する。

以上のような取組を通じて、協会の事業基盤の強化を図る。

II 各事業の概要

第1 職業能力評価に係る基盤の整備・充実

技能検定をはじめとする職業能力評価制度の確立は、労働市場の整備という観点から必要不可欠なものであり、中央協会の事業の中核をなすものである。このため、技能検定については、引き続き技術動向を踏まえた良質な試験問題等の作成に努めるとともに、都道府県協会、業界団体等との連携強化、各種広報活動を通じ技能検定制度の一層の普及促進を行い、受検者の拡大に努める。

パソコンスキル等の職業能力評価制度であるCS試験については、学生のパソコンスキル不足といった現象にも着目して認定施設の確保を図るとともに、企業の幅広い従業員の情報セキュリティの基礎知識の習得に焦点を当てた周知広報を行う。

事務系職種の実務能力の評価等を目的とするビジキャリについては、技能検定試験と併せて総合的な職業能力評価の基盤整備に資することが期待されること、受験申請者数が増加基調にあることを踏まえ、引き続き、効果的なプロモーションの推進や学習環境の充実、試験体系の整備を通じて受験申請者数の増加を促進するとともに、試験問題作成及び試験実施の一層の効率化に努めることで、事業基盤の強化を図る。

1 良質な技能検定試験問題等の作成と技能検定制度の普及促進

(1) 技能検定試験問題等の作成

検定職種（作業）ごとに中央技能検定委員会を開催し、現場における技術・技能の動向を踏まえ、受検者増を目指した良質な試験問題及びその実施要領を作成するとともに、各都道府県における試験実施が円滑に行われるよう、引き続き試験問題の内容等の検討を行う。

等級別作業数	648作業
--------	-------

(2) 技能検定制度の普及・促進

都道府県協会と十分な連携を図りつつ、業界団体、全国工業高等学校長協会などの関係団体を通じた受検勧奨等により、制度の一層の普及・促進を図る。

受検申請者目標数	195千人 (うち、外国人技能実習生：64千人)
----------	-----------------------------

(3) 業種別団体会議の開催

技能検定に関し、試験問題等の作成や試験実施に係る協力をいただいている業界団体と情報交換等を行い、今後の制度の普及推進や試験問題等の改善に資する業種別団体会議を開催する。

(4) 技能検定試験業務の指導等

ア 都道府県、都道府県協会、都道府県技能検定委員に対し、課題内容、採点基準、試験用機材・設備、試験実施に係る留意事項の説明等を行うことより、全国的水準の統一を図ることを目的とした技能検定実技試験水準調整会議を開催し、技能検定実技試験実施についての技術的な業務指導を行う。

イ 都道府県協会等の技能検定実施関係各位と技能検定実施に係る意見交換等を行うとともに、技術的な業務指導を行う。

ウ 技能検定実技試験会場を訪問、視察し、必要に応じて適切な試験実施に向けての技術的な指導を行う。

(5) 都道府県技能検定委員の研修の実施

都道府県技能検定委員を対象に、資質の向上及び試験の公正な実施のための研修を行う。

(6) 各都道府県協会技能検定担当課長会議の開催

全国 47 都道府県協会の技能検定実施に係るコア人材（担当課長等）を対象として、各期の検定実施前（年度内に 2 回：前期 5 月、後期 11 月）に行う。

ア 実施時期

前期：5 月、後期：11 月

イ 開催内容

- ・技能検定実施に係る国（厚生労働省）からの情報提供
 - ・全国の技能検定実施状況報告
 - ・技能検定実施に係る連絡事項
 - ・都道府県協会からの意見・要望への回答
- など

(7) 技能検定の活用状況に関する調査の実施

技能検定は、労働者の技能修得意欲を増進させるとともに、労働者の社会的地位の向上に重要な役割を果たしてきた。今後も時代とともに変化する技術動向等を踏まえ、ニーズに即した制度の的確な普及推進や良質な試験問題の作成、受検申請者の増加等に向けて業界団体等と連携し、技能検定の活用状況、技能検定に求めるもの、検定合格者の処遇等について調査を行う。

2 コンピュータサービス技能評価試験（CS試験）の普及推進

受験申請者目標数	35千人
----------	------

CS試験の受験申請者数の趨勢的な減少については、パソコンが普及・定着し、多くの人ワープロや表計算ソフトの操作を身につけたことによる資格取得に対するニーズの低下が、その後、スマートフォン・タブレット型端末などの急速な普及に連れてパソコン離れが増えていることなども背景にあると考えられる。一方、CS試験の受験申請者数が多い公的職業訓練の受講者においては、再就職のために資格取得を目指すなど、今後も一定程度の受講者が見込まれるところである。ここ数年のコロナ禍において、受験申請者数に下げ止まりがうかがえるのは、試験日の自由な設定、自施設での少人数による受験など、試験実施への対応が柔軟な「認定施設制度」の強みが活かされていると考えられる。

このような中、CS試験の受験申請者は、認定施設の多くが採用している公的職業訓練の受講者が占める割合が大きく、今後も一定程度の受講者が見込まれるところである。そのため、公的職業訓練におけるCS試験の更なる活用を目指すこととし、当協会が作成した学習支援教材である「CS試験テキスト&問題集」を活用するなどして、CS試験が公的職業訓練の取得資格目標等となるよう、都道府県等の訓練実施主体への働きかけを行い、認定施設の確保、受験申請者数の維持・増加を図る。

「情報セキュリティ部門」についても、少しずつ公的職業訓練受講者の受験が増えているため、公的職業訓練におけるカリキュラムの実態調査を行うなど最新の動向を把握し、「ワープロ・表計算部門」同様、都道府県等の訓練実施主体への働きかけを行う。また、主に公的職業訓練を受託しているCS認定施設を対象とした「基礎セミナー」を開催し、情報セキュリティの基礎的知識習得に焦点を当てるなどして、公的職業訓練への取り組みについての働きかけを行う。

3 ビジネス・キャリア検定試験の普及拡大

受験申請者目標数	36千人
----------	------

(1) 効果的なプロモーションの推進

受験申請者数の増加基調を持続させるために、顧客情報の収集・分析によるニーズ把握とともに、活用企業の好事例情報や受験者の声を加味した訴求力の高い広報媒体を作成する。また、WEBマーケティング等の手法の活用や都道府県協会、業界団体等の関係団体の協力を得ながら、一括申請企業の開拓や教育訓練機関における活用促進、既存顧客の定着につながるような複数分野受験・リピート受験の勧奨等、計画的な周知広報活動とターゲットを明確にしたプロモーションを推進する。

(2) 事業基盤の強化

ア 試験体系の整備等

本試験が、職業生涯を見据えた段階的・体系的なキャリア形成の支援ツールとなるよう、8分野44試験を引き続き実施するとともに、受験者・活用企業のニーズ、試験実施状況等を踏まえながら、より有用な試験となるよう見直しを進める。また、試験問題の作成においては、チェック体制の確立等による質の確保とWEB活用等による効率化を推進する。

イ 学習支援の充実

理論的・体系的学習のために試験分野毎に作成された標準テキストが社会経済の動向、諸制度等の見直しを反映したものとなるよう、その改訂を計画的に行うとともに、出版社等と連携した販売促進等により普及を図る。併せて、学習環境の一層の充実を図るため、過去問題解説集を引き続き発刊していく。

ウ 試験実施体制の整備

都道府県協会等の関係機関と連携して全都道府県で試験を実施するとともに、企業等において試験を実施する試験実施認定施設制度の活用促進を図る。また、WEBを活用した新たな試験実施方式の導入について、引き続き検討を行う。

第2 職業生活の全期間を通じたキャリア形成の支援

企業における人材育成のあり方の変化、働く者の就労意識や働き方の多様化による労働市場の変化を踏まえ、働く者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようにするための基盤整備に取り組む。

1 企業におけるキャリア形成の促進

企業の従業員に対するキャリア形成支援を推進するため、企業の人事・人材育成担当者を対象としたキャリア形成支援セミナーを開催するとともに、当協会が開発した二つのキャリア形成支援ツール（※）の活用促進を図る。

※ 「CADS&CADI」

職業経験の振り返り、客観的な自己理解を通じて、キャリアプランを主体的に立てることを促すワークシート。キャリア研修やキャリア面談などの場での活用を想定。

平成30年度に、社内研修教材として使いやすくするというコンセプトのもとに、CADSの改訂版（Ver.3）を作成

「CSC（キャリア・シフトチェンジ）のためのワークショップ」

現在40代半ばから50代の方が、シニアになっても職場の戦力として生き生き働くためにはどうしたらよいかを考え、今後の行動変容を促すための研修。

このうち、従業員のキャリア形成に資するセミナーはオンラインで3回実施する予定である。

また、CSC（キャリア・シフトチェンジ）のためのワークショップを社内研修として実施できるインストラクターを養成するための研修を年5回実施する。

さらに、受講した人事担当者が所属する企業において、これらのキャリア形成支援ツールを活用した社内研修が導入されるよう支援するとともに、企業からの要望に応じて、当協会が直接研修を受託することにより、キャリア形成支援を推進する。

キャリア形成支援セミナーの実施	3回
キャリア・シフトチェンジのためのワークショップインストラクター養成研修の実施	5回

2 労働者の主体的な職業能力開発に対する環境整備

労働者の主体的な職業能力開発の取組に対する情報環境の整備の一環として、「教育訓練給付制度講座検索システム」に専門実践教育訓練指定講座、特定一般教育訓練指定講座及び一般教育訓練指定講座に関する情報を提供する。

また、当該講座指定を希望する教育訓練施設の申請に関する調査を行うとともに、当該教育訓練施設からの相談対応を行う。

第3 ものづくり日本を支える技能の継承・発展及び振興

わが国の優れた技能の維持・継承、若年ものづくり人材の確保・育成等が重要な課題となっている中、技能の重要性等の理解、技能尊重の気運の醸成が促進されること等を目的に各種技能競技大会を適切かつ効果的に開催する。

また、選手強化委員会等によるチームジャパン体制の下、技能五輪国際大会出場選手等に対する強化訓練を推進する。

1 各種技能競技大会の効果的な開催等

(1) 技能五輪全国大会の実施（開催地：千葉県）

令和4年11月に、厚生労働省との共催で、青年技能者が参加する第60回技能五輪全国大会を、主に千葉県下の会場において開催する。

来場者目標数※	126千人以上
---------	---------

(2) 若年者ものづくり競技大会の実施（開催地：広島県）

令和4年7月に、厚生労働省との共催で、職業能力開発施設、工業高校等において技能を習得中の若年者が参加する第17回若年者ものづくり競技大会を、主に広島県下の会場において開催する。

来場者目標数※	4千人以上
---------	-------

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点等から無観客開催（来場者を制限する場合を含む）となる場合、「来場者数」を「ライブ中継におけるアクセス数」等と読み替えることがある。

(3) 技能五輪国際大会への選手派遣

令和4年10月に中国・上海で開催される予定であった第46回技能五輪国際大会について、5月31日に中止の決定がなされた。WSI（主催者団体）における大会の代替策に係る議論を注視し、必要な対応を取る。

なお、次回大会は令和6年9月にフランス・リヨンで開催される。

2 若年技能者人材育成支援等

若年技能者の人材育成、技能振興等を促進するため、以下の若年技能者人材育成支援等事業を効果的に実施する。

(1) ものづくりマイスターの認定・登録等

ア 令和3年度までの「ものづくりマイスター」、「ITマスター」及び「テックマイスター」の3類型を「ものづくりマイスター」に統合するため、検討会を開催し、新たな認定要件・対象分野を定める。新たな認定基準に基づくものづくりマイスターの認定申請書の審査、結果通知の発出、ものづくりマイスターに係るデータ管理（データベースに認定者情報の登録、保守管理）を行う。

イ 地域技能振興コーナーは、ものづくりマイスター（旧認定基準に基づき認定したものづくりマイスター・ITマスター・テックマイスターを含む。）を中小企業・工業高校等に派遣し、若年技能者や学生に対する実技指導等を行い、若年技能者等の技能向上と、ものづくりに対する関心の醸成を図る。

ものづくりマイスターの年間活動目標数	55,500 人日以上
--------------------	-------------

(2) ものづくりマイスターの活用に係る業務

ア ものづくりマイスターに係るパンフレットの作成や、旧ITマスター及び旧テックマイスターの指導好事例集の作成等を通じ、本事業の普及・啓発を行う。パンフレット及び事例集は、ポータルサイトに掲載し、全国的に広報を行う。

イ ものづくりマイスターによる実技指導を支援するため、コーナーにおけるものづくりマイスターに対する指導技法等講習に必要な資料等の改訂や、指導技法講習を行う講師を養成するための研修を行う。

(3) 地域における技能振興事業

ア 「技能士の地位向上・魅力向上に資する認定制度の在り方検討会」の開催

現行の「地域発！いいもの」応援事業及び「グッドスキルマーク」認定制度の評価及びブラッシュアップ方策や、技能士の地位向上・魅力向上に資する認定制度についての検討を行う。

イ 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成

社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働者の道に入職することを促進するため、卓越した技能者（現代の名工）の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツを作成し、ポータルサイトに公開する。

ウ 「技能振興ポータルサイト（技のとびら）」を通じた情報提供

技能検定、技能士制度、技能競技大会及び技能振興等に係る各種情報、コンテンツの充実を図り、広く国民、労働者、事業者、業界団体等に周知を行う。

第4章 その他の事業

1 広報出版・情報資料の提供

中央協会の情報発信力を高めるため、マスメディアへの働きかけの強化、関係事業者との連携、各事業を有機的に結びつけた部門横断的な広報を戦略的に実施する。

(1) 職業能力開発の推進のための広報活動

中央協会の事業を広く周知するためホームページの内容の充実を図るとともに、メールマガジン、「JAVADAだより」、各種広報・広告媒体を活用し、他団体との相互協力を図りながら、効果的に情報提供及びPRを行う。

技能五輪全国大会・国際大会等の各種技能競技大会については、ホームページの充実等に加え、TV、ネット配信等のマスメディアへの働きかけ、各参加企業等を通じた広報の依頼等効果的な広報活動を行う。

(2) 出版物の発刊

コンピュータサービス技能評価試験は、認定訓練施設等のニーズや技術動向に対応した問題集等の教材の発刊を進める。また、技能検定能力評価試験の受検者等の受検の参考に供するため、問題集等を計画的に発刊する。

2 会務等

(1) 各種会議の開催

中央協会の会務執行のために必要な以下の諸会議（アからウ）を開催するほか、都道府県協会との連携を一層強化するためブロック別会議等（エ）を、オンラインを活用しながら開催するとともに、都道府県協会が主催するブロック別会議等に積極的に出席し、都道府県協会との情報共有、意見交換を積極的に行う。

ア 総会

イ 理事会

ウ 参与会議

エ 中央・都道府県協会地区別連絡協議会・9都道府県協会連絡協議会（いずれも専務理事・事務局長レベル）

(2) 中央協会及び都道府県協会の職員研修の実施

中央協会及び都道府県協会の職員の能力開発の向上を図るため、①中央協会職員研修、②都道府県協会職員研修を実施する。

(3) 会員の拡大

事業運営の基盤の拡充を図るため、引き続き会員の拡大に取り組む。

(4) デジタル化の推進

政府が進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）推進に的確に対応し、当協会業務のさらなる効率化のため、デジタル化推進計画に基づき、以下の業務のDX化について検討、導入を進めていく。

具体的には、

ア 事業運営のペーパーレス化の検討、推進を行う。

イ Web コミュニケーション技術の効果的な活用を進める。

ウ 就業環境の多様化に併せた業務推進システム等の検討を行う。

エ DX化等による利用者ニーズに沿った各種事業の改善に向けた検討を行う。

また、これらに加えて業務効率向上のためのシステム化等についても検討を図る。

(5) 積極的かつ計画的・効率的な事業運営

今後の社会変化に応じた積極的な対応を図るため、各事業の年度目標の策定・遂行・検証を通して計画的・効率的な事業運営を行う。

(6) 会長表彰等

厚生労働省との共催により職業能力開発関係表彰式を開催し、職業能力開発、技能検定及び技能振興に関する事業について、業績が顕著であり、他の模範と認められる事業所、団体及び功労者に対して表彰を行うとともに、職業訓練教材コンクールの入賞者に対して表彰を行う。

また、会員等からの推薦により、職業能力開発事業、技能検定事業又は技能振興事業の普及、推進に貢献し、中央協会関係事業の発展に寄与したと認められる事業所、団体又は個人に対し、感謝状を贈呈する。

(7) 職業訓練生等災害傷害保険制度等

職業訓練施設に在籍する訓練生等に対し、訓練中、通校途中等の傷害事故等を補償する保険制度を推進する。